

厚生労働大臣の定める揭示事項

令和6年6月作成

1.当診療所は、厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。

【入院基本料に関する事項】

(1) 当診療所は、厚生労働大臣が定める基準「有床診療所入院基本料 1」の届出を行っています。

(2) 当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。

(3) 夜間は、看護要員の数が看護職員を1名以上配置しています。

2.入院時食事療養（Ⅱ）

・食事については、適時、適温にて提供しています。

朝食 7：30 頃／昼食 12：00 頃／夕食 18：00 以降

温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに提供

3.当診療所は、以下の施設基準に適合している旨、近畿厚生局長に届出を行い、受理されています。

【近畿厚生局長への届出事項】

- 有床診療所入院基本料 1
- 情報通信機器を用いた診療
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料
- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 連携強化加算
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- 電子的診療情報評価料
- 在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総合管理料
- CT 撮影及び MRI 撮影
- 遠隔画像診断
- 遠隔モニタリング加算
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- 胃瘻造設術
- 酸素の購入価格

4.消費税に関する事項

保険診療は非課税となりますが、次の医療費は消費税が課税されます。

予防接種、各種診断書・証明書等の文書料、特定療養費（特別の療養環境の提供、特別室利用料等）、健康診断等その他自由診療費 等

5.実費負担に関する事項

当診療所では、以下の項目について実費負担をお願いしています。

紙オムツ、各種パット等その他必要に応じてご相談させていただきます。

おおい町保健・医療・福祉総合施設 診療所